



保健福祉センター

発信@みなくる

成年後見制度 —スタートから10年—

○成年後見制度とは？

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断することに不安のある方について、家庭裁判所が、権利や利益を守る成年後見人（保佐人・補助人なども含む）を選ぶことで、本人を支援する制度です。

○成年後見制度を利用するまでの流れは？

相談

制度の利用を考えている方、制度の内容を知りたい方

まずは、「生活サポートセンター」にご連絡ください。申立てのお手伝いをします。

申立て

成年後見制度を利用するには、家庭裁判所で成年後見人・保佐人・補助人を選任してもらう必要があることから、家庭裁判所に申立てを行います。

申立て書、診断書などの申立てに必要な書類の準備をします。

申立てできる方は、本人の親族、身近に親族がいない方などについては、町長が申立てすることも可能です。

※ 制度の利用にかかる経費を町が助成する成年後見制度利用支援事業があります。

審判手続

必要に応じて精神鑑定、意向聴取、親族照会、推薦依頼などを行います。

後見人等の選任

法定後見開始となり、身の回りに配慮しながら財産を管理し援助を行います。

成年後見制度について詳しく知りたい方は、下記までご相談ください。

連絡先：社会福祉協議会内 南富良野町生活サポートセンター（☎39-7711）

よってたかってしあわせ講座

小地域ネットワーク活動推進事業・介護予防事業「みんなでつくる 安心して暮らせるまち、南ふらの」

- ・日時 9月9日（木） 13時00分から15時00分
- ・会場 保健福祉センターみなくる
- ・テーマ 「元気なうちからの健康管理 ふまねっと運動」
- ・講師 NPO法人ワンツースリー

みなくるでも、印鑑登録証明書と住民票の発行を行なっていますので、ご利用ください。

保健福祉センター みなくる
保健福祉課 ☎ 52-2211 FAX 39-7020
地域包括支援センター ☎ 39-7711
社会福祉協議会 ☎ 39-7711 FAX 52-3711